

平成十八年六月二日受領
答弁第二七七号

内閣衆質一六四第二七七号

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問に対する答弁書

一について

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島は、我が国固有の領土である。

二について

四島交流の枠組みによる訪問事業において使用された船舶が御指摘の港に入港する際には、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び植物防疫法（昭和二十五年法律第五百十一号）に基づく検疫が実施されている。

三から五までについて

御指摘の訪問団に対して御指摘の書類が配布されたとの事実があるとは承知していない。